

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社安武建設工業
法人番号 : 8330001009693
業者の住所 : 熊本県菊池市旭志伊萩 6 6 8
- 2 指名停止の期間 : 令和 5 年 5 月 2 日～令和 5 年 8 月 1 日 (3 か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

当該事業者は、令和 2 年 (2020 年) 9 月 30 日、令和 3 年 (2021 年) 9 月 30 日及び令和 4 年 (2022 年) 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県に提出し、入札参加資格申請を行った。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 3 月 14 日に熊本県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 2 第 13 号 (下記参照) に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041 (直通)